

生駒市条例第 19 号

生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成 26 年 12 月生駒市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「前項の」を「第 1 項の」に、「生駒市介護保険運営協議会（生駒市介護保険条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 13 号）第 17 条に規定する生駒市介護保険運営協議会をいう。以下同じ。）」を「協議会」に改め、同項の表中「前項各号」を「第 1 項各号」に、「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、生駒市介護保険運営協議会（生駒市介護保険条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 13 号）第 17 条に規定する生駒市介護保険運営協議会をいう。以下「協議会」という。）が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を 1 の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の 1 の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の 1 の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

3 前2項の場合において、常勤の職員の員数については、協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。

第3条第2項中「生駒市介護保険運営協議会」を「協議会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。